

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 43 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」につきまして、以下コメント申し上げます。

1. 本改正公開草案の必要性について

今回なぜ、再度公開草案をだすという異例な対応をされたのか、そもそも平成 26 年 6 月 30 日公表の実務対応報告第 31 号において、契約変更時の借手の会計上の取扱いについて別途定めることとした、のはどうしてなのでしょう。

本特殊スキームにおいては、リース契約を変更した場合には既に締結した先端設備等導入支援契約が解除されてしまうという規定があるため、そもそも通常はあまり想定され得ないケースなのではないのでしょうか。

そのような通常はあまり想定され得ないケースの会計処理に過度に焦点を当てた詳細な規定を、再度公開草案出してまで策定する必要性は乏しいのではないかと存じます。

2. ファイナンス・リース取引かどうかの再判定について（前述の通り、本改正公開草案の必要性は乏しいと考えておりますが）

「6. リース取引開始日後にリース取引の契約内容から変更された場合のファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの再判定にあたっては、契約変更時に、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日に遡って、第 3 項の判定を行う…」については、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の原則や国際会計基準取扱等に従い、見積りの変更や事後の環境変化に伴うリース契約変更に該当する場合は契約変更日から将来に向かって再判定し、取引開始日に遡った判定するのは誤謬によるリース契約変更の場合のみとすべきと考えます。

結論の背景では、全ての契約変更について当初のリース取引開始日に遡って再判定すると、の異例な決定をした根拠として、「契約変更によって多くのケースでは、リース物件に関し

てリース契約開始日に決定されたコストの負担等について借手と貸手との間で何らかの追加的な移動が生じると想定されることから・・・」とありますが、この「追加的移動」が、リース開始日当初から生じている場合は「誤謬」による契約変更に該当し、契約変更時から生じているのであれば「会計上の見積りの変更」に該当する、というだけであり、契約変更の全てのケースについて遡って再判定する理由にはならないのではないかと思います。

さらに、契約変更時におけるリース物件の見積現金購入価額の入手が実務上困難な点を、遡って再判定する理由に挙げていますが、これも本末転倒なのではないでしょうか。例えば当初見積り価額をベースとした減価償却後金額を使用するなど代替可能な価額の利用は十分可能と考えられますし、ましてや中古市場があり見積現金購入価額の入手が可能な物件についてまでも遡って再判定してしまう理由にはならないと思われます。実務に配慮されるのであれば、「見積りの変更や事後の環境変化に伴うリース契約変更に該当する場合、原則として契約変更日から将来に向かって再判定するが、契約変更時におけるリース物件の見積現金購入価額の入手が実務上困難な場合には、当初のリース取引開始日に遡って再判定することも可とする」と修正すべきではないでしょうか。

以 上

服部 隆